



2017年4月27日

各 位

会 社 名 日本電気株式会社
代表者名 代表取締役執行役員社長兼 CEO 新野 隆
(コード番号6701 東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 飾森 亜樹子
(TEL 03-3798-6511)

取締役・執行役員に対する新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）および執行役員（以下あわせて、「対象取締役等」という。）を対象として、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を2017年6月22日開催予定の第179期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、対象取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクをも株主のみならず共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を一層高めることを目的としております。

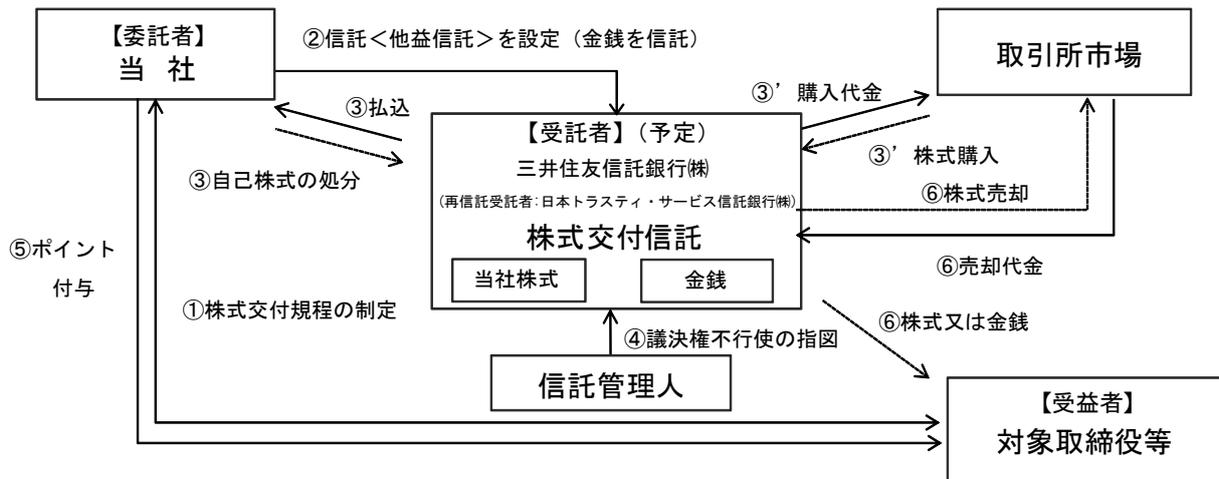
なお、本制度の導入については、任意の機関である指名・報酬委員会での審議を経たうえで取締役会の決議を行っており、本定時株主総会において、本制度に関する議案が原案どおり可決されることを導入の条件とします。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、対象取締役等に対して、当社取締役会が定める株式交付規程（以下「株式交付規程」という。）に従って、各対象取締役等の役職および中期経営計画に対する業績目標達成度に応じたポイントを付与し、付与されたポイント数に相当する数の当社株式（ただし、その一部については当社株式の換価処分金相当額の金銭（当社株式とあわせて、以下「当社株式等」という。））の交付および給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。本制度の仕組みの概要は、以下のとおりです。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は、対象取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、対象取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とする。）を信託します。
- ③ 受託者は、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得する。）。
- ④ 当社および受託者は、信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とする。）を定めます。
本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対し議決権不行使の指図を行い、受託者はかかる指図に従って信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 当社は、株式交付規程に基づき、対象取締役等に対しポイントを付与します。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした対象取締役等は、本信託の受益者として、ポイント数に応じて当社株式の交付を受託者から受けます。ただし、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当するときには、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を給付します。
なお、受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 対象期間

対象期間は、中期経営計画の期間となる3事業年度とします。ただし、本制度の導入後最初の対象期間（以下「初回対象期間」という。）は、本制度の開始日から2019年3月31日までとします。

(3) 本信託に拠出する金銭の上限額等

① 運用A

当社は、本制度のために初回対象期間の初年度に、4億円（ただし、取締役へ交付等するための株式取得資金は2億円）を上限とする金銭を株式取得資金として拠出し、2019年8月末日までを信託期間とする本信託を設定します。また、当社は、取締役会の決定により、初回対象期間の満了後の3事業年度を対象期間として、3年毎に、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含む。以下同じ。）、各対象期間の初年度に4億円（ただし、

取締役に交付等するための株式取得資金は2億円)を上限とする金銭を株式取得資金として追加拠出します。以降も同様とします。

②運用B

上記①の運用Aに代えて、当社は、取締役会の決定により、2018年4月1日以後に始まる3事業年度を対象期間として、毎年、本信託の信託期間を延長し、各対象期間の初年度に4億円(ただし、取締役に交付等するための株式取得資金は2億円)を上限とする金銭を株式取得資金として追加拠出することがあります。

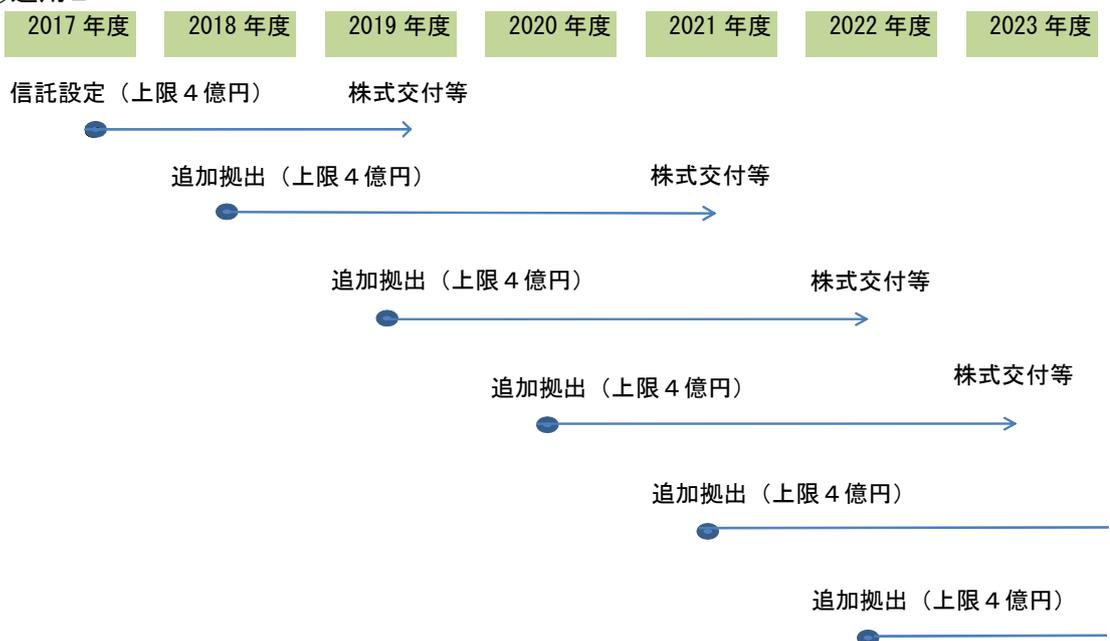
(注)当社は株式取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を本信託に拠出します。

ご参考までに以上の概要を図示すると、次のとおりです。

①運用A



②運用B



(4) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(3)に基づき本信託に拠出する金銭を上限として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により行う予定としております。取得方法の詳細については、本定時株主総会決議後に取締役会において決定し、開示いたします。

(5) 対象取締役等に付与するポイントの算定方法

対象取締役等に交付される当社株式等の数は、役職および対象期間における中期経営計画に対する業績目標の達成度に応じて付与されるポイントに基づき算定します。当社は、株式交付規程

に基づき、対象取締役等に対し、原則として、各対象期間の満了後、次の算定式により算定される数のポイントを付与します(※1)。ただし、当社が対象取締役等に付与するポイントの総数は、一の対象期間について176万ポイント(ただし、取締役については88万ポイント)を上限とします。

〈算定式〉

役職別権利付与株式数(※2) × 業績連動支給率(※3)

(※1) 対象期間中に、対象取締役等が退任する場合(自己都合により退任する場合および解任される場合を除く。)には、その退任時に、下記(6)のとおりポイントが付与されます。

(※2) 役職別権利付与株式数は、役職に応じて決定される株式数をいいます。役職別権利付与株式数は、基本報酬額に、各対象取締役等の役職に応じて定められた役職別乗率を乗じた金額を、対象期間の直前の事業年度における東京証券取引所の当社株式終値の平均値を除いて算出します。

(※3) 業績連動支給率は、対象期間における連結営業利益、連結ROE(自己資本利益率)等の業績評価指標の目標の達成度に応じて0%から100%の範囲で定まります。

(6) 対象取締役等に対する当社株式の交付等

各対象期間の満了後、各対象取締役等は本信託から当社株式等の交付等を受けますが、各対象取締役等に交付等する当社株式等の数は、当該対象期間につき当該対象取締役等に付与されたポイントにより、1ポイントを1株として定まります。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

この交付等は、各対象取締役等が所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。ただし、このうち株式交付規程に定める一定の割合の当社株式については、本信託により市場売却し換価したうえで、当社株式に代えて金銭で給付します。また、本信託内の当社株式が公開買付けに応募することにより決済された場合等、本信託内の当社株式が換価された場合には、当社株式に代えて金銭で給付することがあります。

なお、対象期間中に対象取締役等が退任する場合(自己都合により退任する場合および解任される場合を除く。)、当該対象取締役等に対し、その退任時に、既に経過した対象期間の年数、その期間の業績目標達成度および役職に応じて算出されるポイントを付与し、当該ポイントに応じて当社株式等の交付等を行います。また、対象期間中に対象取締役等が死亡した場合、原則として既に経過した対象期間の年数、その期間の業績目標達成度および役職に応じて算出されるポイントに対応する当社株式等について、本信託により市場売却し換価したうえで、その金銭を当該対象取締役等の遺族に給付するものとします。

(7) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の

残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、対象取締役等と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考：本信託の概要)

- ① 名称：株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
- ④ 受益者：対象取締役等のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する（予定）
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：2017年8月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：2017年8月（予定）
- ⑨ 信託の期間：2017年8月（予定）～2019年8月（予定）

以 上

将来予想に関する注意

本資料に記載されているNECグループに関する業績、財政状態その他経営全般に関する予想、見通し、目標、計画等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいております。これらの判断および前提は、その性質上、主観的かつ不確実です。また、かかる将来に関する記述はそのとおりに実現するという保証はなく、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。その要因のうち、主なものは以下のとおりですが、これらに限られるものではありません。

- ・ 経済動向、市況変動、為替変動および金利変動
- ・ NECグループがコントロールできない動向や外部要因による財務および収益の変動
- ・ 企業買収等が期待した利益をもたらさない、または、予期せぬ負の結果をもたらす可能性
- ・ 戦略的パートナーとの提携関係の成否
- ・ 海外事業の拡大が奏功しない可能性
- ・ 技術革新・顧客ニーズへの対応ができない可能性
- ・ 製造工程に関する問題による減収または需要の変動に対応できない可能性
- ・ 製品・サービスの欠陥による責任追及または不採算プロジェクトの発生
- ・ 供給の遅延等による調達資材等の不足または調達コストの増加
- ・ 事業に必要となる知的財産権等の取得の成否およびその保護が不十分である可能性
- ・ 第三者からのライセンスが取得または継続できなくなる可能性
- ・ 競争の激化により厳しい価格競争等にさらされる可能性
- ・ 特定の主要顧客が設備投資額もしくはNECグループとの取引額を削減し、または投資対象を変更する可能性
- ・ 顧客が受け入れ可能な条件でのベンダーファイナンス等の財務支援を行えない可能性および顧客の財政上の問題に伴い負担する顧客の信用リスクの顕在化
- ・ 優秀な人材を確保できない可能性
- ・ 格付の低下等により資金調達力が悪化する可能性
- ・ 内部統制、法的手続、法的規制、環境規制、税務、情報管理、人権・労働環境等に関連して多額の費用、損害等が発生する可能性
- ・ 自然災害や火災等の災害
- ・ 会計方針を適用する際に用いる方法、見積および判断が業績等に影響を及ぼす可能性、債券および株式の時価の変動、会計方針の新たな適用や変更
- ・ 退職給付債務にかかる負債および損失等が発生する可能性

将来予想に関する記述は、あくまでも本資料の日付における予想です。新たなリスクや不確定要因は随時生じ得るものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、新たな情報、将来の事象その他にかかわらず、当社がこれら将来予想に関する記述を見直すとは限りません。
